

議案第 6 7 号

築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

築上町長 古 市 照 雄

理由

町の特定教育・保育施設の基準及び特定地域型保育事業の運営基準は国の基準に準じているため、急な政令等の改正や大幅な改正があった場合に、遅滞なく対応できるよう、政令等を引用し、規定内容を当該政令等に委ねるリンク式に全部改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

築上町条例第 号

築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例

築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年築上町条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- （2） 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の定めるところによる。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

